

# 報道資料

令和5年9月8日  
消費・生活安全課  
営業指導係  
担当：吉田、阪本  
内線：3181、3155  
ダイヤル：27-8674

## 奈良県公衆浴場入浴料金統制額の改定について

公衆浴場入浴料金統制額を次のとおりに改定しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
改定額	480円	200円	100円
現行額	440円	160円	80円

### 公衆浴場入浴料金統制額の指定

公衆浴場のうち、一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）の入浴料金は、「物価統制令」等に基づき、知事が統制額（上限額）を指定することとされています。

### 改定の背景

エネルギー価格等の高騰により、公衆浴場の経営が圧迫されていることから、県は入浴料金の統制額について、奈良県公衆浴場入浴料金協議会に諮問し、令和5年7月31日に開催された協議会において「統制額は大人480円、中人200円、小人100円とすることが適当である」と答申されたことを踏まえ、今回改定を行うこととしました。

施行日 令和5年10月1日